

様式例第4号の1

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

××年×月×日

岐阜県知事 様

許可権限庁(申請先)
を記載。

申請者 氏名 岐阜 太郎

押印不要

委任状による代理申請の場合
は、申請者欄の下に「上記代理人
」と明記し、住所と氏名を記
載する。併せて「委任状(任意
様式)」の添付が必要。上記代理人 住所 ××××
行政書士 ××××行政書士
職印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

申請書が2枚
以上の複数に
わたる場合は
契印を押印。

記

住 所

1 申請者の住所等

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

2 許可を受けよう
とする土地の
所 在 等

土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別
		登記簿	現 況			
××	××	畑	畑	430	岐阜 太郎	その他の区域
土地の登記事項証明書と一致するよう記載。					転用目的、転用に至った経緯をできるだ 的に記載。	
計430㎡（田 ㎡、畑 430㎡）						

土地の登記事項証明書と一致するよう記載。

転用目的、転用に至った経緯をできるだけ具体的
に記載。

3 転 用 計 画

用途	事由の詳細
(1) 転用事由の詳細	一般個人住宅 自己住宅を建築するため。
(2) 事業の概要 期間又は施設の 利用期	××年 10月 1日から 永久 完成までの期間は原則として1年以内。 (ただし、1ha以上の場合は2年以内。)

・「宅地」や「雑種地」
ではなく具体的に
記載(記載例は別紙
のとおり)。
・土地の造成のみを目的
とした転用の場合
は、「〇〇敷地造成」
等と記載。

恒久的な転用となる場合は「永久」と記載。

転用事業に要する全体面積(農地以外の一体利用地を含む。)
を記載。
※ただし、転用事業で一体利用地の造成等を行わない場合は
所要面積に含めない。
例) 申請地 430㎡、一体利用地 100㎡
①一体利用地も含めて造成する場合
所要面積欄には、「530」と記載。
②一体利用地を造成しない場合
所要面積欄には、「430」と記載。
※一体利用地がある場合、「6 その他参考となるべき事項」
欄に所在地番、地目、地積を記載。
・一体利用地 ××××〇〇番 雑種地 100㎡(3) 転用の時期
及び転用の目的
に係る事業
又は施設の概要

工事計画	名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
土地造成				430			430
建 築 物	木造2階 建住宅	1	150	430	1	150	430
小計(建築物)		1	150	430	1	150	430
工 作 物							
小計(工作物)							
計		1	150	430	1	150	430

所要面積について
●建築物の欄
・建築物の建築を伴う
施設に係る敷地面積
●工作物の欄
・建築物の建築を伴わ
ない施設(資材置場、
駐車場等)に係る
敷地面積・工期が6ヶ月以内
の工事は、1期の
みの記載で可。
・6ヶ月以上にわた
る場合はできる限り
工事計画を6ヶ月
単位で区分して
記載。4 資 金 調 達 に
ついての計画費用内訳(建築費3,000万円、造成費300万円、諸経費200万円)
自己資金1,500万円及び借入金2,000万円 計3,500万円事業費の内訳と金額、資金調達の
自己資金・借入資金の別、金額を
記載。5 転用すること
によって生ずる付
近の土地・作物・
家畜等の被害防
除施設の概要

- ・生活排水は、合併浄化槽を設置し、処理後東側水路へ排水します。
(生活排水は公共下水道に排出し、周辺農地に対する被害のないようにします。)
- ・雨水は北側道路側溝に排水します。
- ・排水先水路については、〇〇土地改良区と協議済みです。
- ・申請地西側は農地、北側は道路、東、南側は宅地になっています。
- ・西側農地への土砂流出を防ぐため土留めブロックを設置します。

排水処理や周辺農地への被害防除
措置など該当するものがあれば対
策内容を具体的に記載。
(申請地周辺の状況は必ず記載。)

6 その他参考となるべき事項	・申請地出入りの際の水路横断に関しては、市建設課に占用について協議済みです。 ・（一時転用の場合） 農地への復元については、別紙「工事工程表」のとおり行います。	他法令等により許認可等を要する場合、その手続の状況等を記載。
----------------	---	---------------------------------------

（記載要領）

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

＜転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要＞

（記載内容の例）

- ・周辺農地の農業用排水施設の確保：用排水路の付け替えを行う。
- ・施設の取水計画：公共上水道から取水する。
- ・施設の排水計画：雨水排水：調整池、排水路を設置する。
汚水排水：公共下水道／合併浄化槽／浄化槽を設置する。
- ・造成時の周辺農地への被害防除計画：
土留め工事／擁壁設置／法面保護工事／緩衝地・防護柵設置を行う。
- ・周辺農地への被害防除措置：法面保護工事／緩衝地設置を行う。

＜別紙 用途・転用目的の例＞

用 途	「転用目的」欄記載例	留 意 事 項
農家住宅	農家住宅 農家住宅（庭・駐車場）	・ 全体の記載を揃えるため、×の記載は使用しない。（以下同じ） × 分家住宅 ・ 農家住宅「及び」庭は、「農家住宅」と記載する。 ・ 農家住宅「の」庭は、農家住宅(庭)と記載する。
一般個人住宅	一般個人住宅 一般個人住宅（駐車場） 貸家	× 一般住宅、分家住宅 ・ 庭、駐車場等の場合の記載は上記と同じ。
集団住宅 その他	共同住宅 共同住宅（駐車場） 分譲住宅 宅地分譲	× 建売住宅、分譲宅地、更地分譲 ・ 庭、駐車場等の場合の記載は上記と同じ。
学校用地	〇〇学校 保育園 幼稚園	・ 庭、駐車場等の場合の記載は、括弧書はしない。 「保育園駐車場」等(以下同じ)。 ・ 主な施設について記載する(以下同じ)。
公園、運動場用地	公園 グラウンド テニスコート ゲートボール場 スケート場	
道水路、鉄道用地	公衆用道路 自宅への進入路 農地への進入路 〇〇店舗への進入路 水路、線路、駅舎	× 進入路（どこへの進入路なのかを記載する。）
官公署、病院等 公的施設	総合病院 〇〇科病院 〇〇科診療所	× 病院、診療所（種別を記載する。）
工・鉱業（工場） 用地	〇〇業工場、〇〇業事務所 〇〇業資材置場、〇〇業駐車場	× 工場、事務所、資材置場（業種を記載する。） ・ 建設業、金属・機械工業、化学・紙パルプ工業、繊維・食料品工業、電気機器・精密機械工業、電気・ガス・水道事業 等が該当する。
店舗等施設	〇〇業店舗 〇〇業事務所・倉庫・駐車場 自動車修理工場 ガソリンスタンド 旅館 クリーニング工場 認知症グループホーム 特別養護老人ホーム	× 店舗、工場、事務所（業種を記載する。） ・ 商業、サービス業が該当する。
流通業務等施設	運輸業事務所 運輸業倉庫・駐車場 運輸業配送センター	× 事務所、倉庫、配送センター（業種を記載する。） ・ 運輸通信業用建物施設が該当する。
ゴルフ場	ゴルフ場	

用 途	「転用目的」欄記載例	留 意 事 項
その他のレジャー施設	パチンコ店・駐車場 競輪場 競馬場 ゲームセンター	
農林漁業用施設	農業用倉庫 農産物配送・貯蔵・加工センター カントリーエレベーター 育苗センター 農業協同組合事務所	× 倉庫、事務所（業種等を記載する。）
貸駐車場、資材置場	貸駐車場 貸資材置場 貸店舗（コンビニエンスストア）	× 駐車場、資材置場、店舗（「貸」を記載する。） × 貸店舗（カッコ書きで店舗の種類を記入する。）
土石等採取用地	砂利採取・搬出入路 砂利採取プラント 粘土採取	
再エネ発電設備	太陽光発電施設 バイオマス発電施設 バイオガス発電施設 営農型太陽光発電施設	× 太陽光パネル ・ 畦畔に設置して行う太陽光発電の場合、 「太陽光発電施設（法面）」と記載する。
その他	農地の嵩上げ 墓地 自治会集会所	× 畑地転換、残土処理、残土埋込、残土処分場 →これらはすべて「農地の嵩上げ」と記載する。 ・ 一時転用については、「土砂等採取用地」に該当しない一時転用はすべて「その他」とする。また、営農型太陽光発電は、一時転用であるものの、「再エネ発電設備」に分類するものとする。
植林	植林	× 山林
分類不能	採草放牧地	・ 上記に該当するものは「分類不能」としない。 ・ 分類不能の施設用地は、「その他」とする。